

議 案 第 27 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、複数の建築物の計画についての建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る手数料を定めるため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第11項第2号の表備考に次の1号を加える。

- (3) 申請建築物及び他の建築物に係る手数料は、建築物（認定の変更申請にあつては、計画の変更に係る建築物に限る。）ごとにそれぞれこの表に定める額の合計額とする。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。